

## 外国人雇用のQ&A②

### 2. 外国人を雇用したら？

#### 日本の法律が適用されます

日本国内で就労する限り、国籍を問わず、原則として日本人と同様に労働関係法令の適用があります。不法就労であっても適用されます。

労働基準法3条は、労働条件面での国籍による差別を禁止しており、外国人であることを理由に低賃金にする等の差別は許されません。

#### (1) 労働保険と社会保険

原則として、外国人労働者も日本人と同様に適用になります（※1）。

外国人の中には、年金保険は掛け捨てになると誤解したり、保険料の自己負担分を嫌って加入をしたがらない例があるようですが、制度をきちんと説明して加入手続を行いましょう。

なお、外国人の場合、年金保険には脱退一時金制度（※2）があります。

##### ※1 エクスパッツ

雇用契約の締結が海外親会社・子会社等海外関連会社との間にあって、日本に派遣されている者（エクスパッツ）の場合はいくつか例外があります。

- 雇用保険  
⇒原則として加入しません。
- 労災保険  
⇒指揮命令が日本にある場合は加入します。
- 健康保険・厚生年金保険  
⇒社会保障協定により自国の制度が適用となる者以外は加入しなければなりません。

##### ※2 脱退一時金

厚生年金保険に6カ月以上加入していた人（外国人）は、母国へ帰国後2年以内に手続きをすることにより「脱退一時金」を受け取ることができます（障害厚生年金などを受給していた場合は脱退一時金を受け取れません）。

ただし、日本と「年金加入期間の通算」の協定が結ばれている国の人（ドイツ、アメリカ、オーストラリア、他）は、注意してください。

脱退一時金の支給を受けた場合は社会保障協定にもとづき、脱退手当金の計算の基礎となった期間（日本で勤務した期間）は年金加入期間として通算できなくなります。したがって「年金加入期間の通算」が可能な国の人については、帰国後に将来、加入期間を通算して年金として受給するか、脱退一時金を受けるかを十分に比較考慮して判断することが必要です。

例えば、日本で5年間会社に勤務していたオーストラリア人が本国へ帰国した場合、この人は帰国後に脱退一時金を請求することができます。ここで脱退一時金を受け取ると、日本で勤務した5年間は、将来本国で年金を受け取る時に「年金の加入期間として通算されない」

こととなります。どちらを選択するかは任意ですが、脱退一時金を受けた場合は、その期間だけ将来の年金の加入期間が減るということに注意しましょう。

## (2) その他労働条件など

事業主の方が努めるべき雇用管理の内容等の指針があります（外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針）。

外国人労働者については、日本語や日本の労働慣行に習熟していないことから就労にあたっての問題がおこりがちです。この指針では、労働条件や安全衛生について、外国人に理解できるように努めるよう定められています。

## (3) 特別な手続き

### (a) ハローワークへの届出

#### (ア) 雇用保険の被保険者である外国人の場合

被保険者資格の取得又は喪失届の備考欄に、在留資格・在留期限・国籍等を記載して届出ます。

期限：雇入れの場合は翌月10日、離職の場合は、翌日から起算して10日以内

#### (イ) 雇用保険の被保険者ではない外国人の場合

所定の届出様式に、氏名・在留資格・在留期限・生年月日・性別・国籍等を記載して届出ます。

期限：雇入れ、離職の場合ともに翌月末日まで

### (b) 雇用労務責任者の選任

外国人労働者を常時10人以上雇用するときは、人事課長等を雇用労務責任者として選任することが義務づけられています。

雇用労務責任者は、外国人労働者の雇用や労働条件等に関する事項についての管理や、関係行政機関との連絡など、外国人労働者の雇用労務管理を担当することを職務とします。

## (4) 雇用の期間

日本に入国する際に与えられた在留資格には、「永住者」を除いてそのすべてに「在留期限」が設けられています。雇用契約を締結する際には、この在留期間を超えない限度で雇用契約を締結することが必要です。

また、在留期間を延長して引き続き日本で在留を希望する外国人は、在留期限がきる前に「[在留期間更新許可申請](#)」の手続を行わなければなりません。通常では、在留期限の2ヶ月前から在留資格更新許可の申請を受け付けてくれます。

在留期限内に入国管理局で申請が受理されれば、許可の前に在留期限が徒過しても不法滞在となることはありません。

契約期間や在留期限の期限管理は、しっかりと会社側が管理することが必要です。

 お問い合わせはこちらまで 



**柚木社会保険労務士事務所**

Yunoki Labor and Social Security Attorney

〒171-0021

東京都豊島区西池袋 3-21-13-1011

TEL : 03-5953-2871 FAX : 03-5953-2872

#### 業 務 内 容

労働・社会保険の年度更新・算定業務等  
各種助成金の申請  
従業員の入退社に伴う人事・労務管理  
給与計算  
就業規則作成  
安全衛生管理  
個別労働関係紛争の解決  
その他行政対応  
年金相談